

第4章 ゆたかさ うるおう 生活のまちづくり

1 市街地・住環境の整備（土地・市街地・住宅・公園）

《方針》

◎自然と調和した住宅環境の形成と維持整備を図ります。

【これまでの取組】

- ・適切かつ合理的な土地利用の確保を図るため、関係法令に基づいた届け出の受理を行っているほか、市街地の計画的な整備、農地の確保、自然環境の保全など、適正な土地利用が図られるよう努めています。
- ・機能的な市街地形成のために、計画的な整備を行っているほか、東藻琴地区の活性化を目的とした地域振興施設を整備しています。
- ・町営住宅の適切な管理と供給のために、計画的な整備を進めているとともに、介護が必要な人や車いすを使用する人に配慮した設計や改修に努めています。
- ・市街地の空き家・空き店舗を有効に活用するため、住替え者へ助成金を交付しているほか、町有地を利用した宅地分譲の検討を行っています。
- ・町内には、都市公園としていこいの広場・トマップ川公園・運動公園・ふれあい公園の4つの公園があり、計画的な整備と改修を行っています。
- ・共同墓地や東藻琴葬斎場の維持管理を行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
・長期的視野に立った適正な土地利用の推進が必要です。
・農地については、食料自給率の向上を図るため確保が必要です。
・森林については、多面的な機能を守ることが必要です。

施策	施策の内容
① 自然的土地利用と都市的土地利用が調和したまちづくりに向けて、適正な土地利用を推進します。	○「国土利用計画法」に基づく届け出の受理 ○網走刑務所住吉作業所を活用した地域活性化等施策の実施
② 農用地の多面的機能に配慮しつつ、適正な土地利用に努めます。	○「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農地の効率的な利用促進 ○「農地法」に基づく農業生産力の増進
③ 自然環境の保全など必要な森林の確保と保全を推進します。	○「森林法」に基づく木材生産機能、水源かん養※自然環境の保全

□水源かん養:森林が土壌に雨水を貯えて、洪水や濁水になるのを防いだり、その過程で水質を浄化する働きのこと。

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・市街地のにぎわいづくりや空き店舗対策を進めていくことが必要です。 ・地域振興施設の運営にあたっては、運営を担う組織ばかりでなく、運営を側面から支える、行政・町民・各種団体・企業等による支援体制づくりが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・人口や世帯数に応じた町営住宅の適切な管理と供給を行うことが課題です。 ・高齢者が安心して暮らせる住宅・住環境の確保が課題です。
<ul style="list-style-type: none"> ・人口が減少するなか、市街地や商店街の空き家や空き店舗が増えています。 ・住環境を整えるため、需要に合わせた宅地分譲を行う必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・町民が快適で安全に公園を利用できるように施設の維持管理が必要です。 ・子どもが安心して楽しむことができる公園の整備が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がおだやかな気持ちでお参りできるように霊園の環境を整備する必要があります。

施策	施策の内容
④ 機能的な市街地形成となるよう各種計画を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○「都市計画法」による計画に基づいた市街地形成の推進 ○地域振興施設の運営支援体制の充実
⑤ 計画的に町営住宅の整備を行うとともに、高齢者等に対する一定の性能を確保した質の高い住宅の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した町営住宅の廃止及び建替 ○安全・安心して暮らせる住宅・住環境の形成 ○高齢者等に配慮した一定の性能を確保した住宅整備 ○良好な居住環境の保全と入居者マナーや清掃活動の指導
⑥ 必要に応じて町有地を宅地として供給するとともに、利用可能な空き家の有効利用を促進し町民の住環境の整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○宅地分譲による住環境整備 ○空き家・空き店舗の有効利用による定住促進
⑦ 安らぎのある公園緑化を推進し、公園施設の良好な維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○公園の良好な維持管理 ○遊具の整備点検と計画的な更新 ○公園緑化の推進 ○家族でくつろげる施設の整備
⑧ 葬斎場や共同墓地の適正な管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○東藻琴葬斎場及び共同墓地の維持管理

2 道路ネットワークの整備

《方針》

◎地域間アクセス道路の整備、空港関連アクセス体系の確立、町民ニーズに応じた道路の整備や適正な維持など整備を図ります。

【これまでの取組】

- ・町道における安全性や利便性の向上のため、道路改良や歩道整備を行うとともに、女満別地域と東藻琴地域のアクセス道路の整備を進めています。
- ・高規格道路及び国道や道道の整備について、継続的に国及び網走建設管理部に対し要望協議を実施しています。
- ・冬期間の町道の安全を確保するため、道路パトロールや迅速な除雪作業を行っているほか、車両機械の更新や増強により体制の強化を図っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備に係る財源の確保が難しく事業工期が長期化しています。 ・開陽中央線の坂道付近は、冬場に凍結路面となりやすく整備が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・国道については、信号機の設置や道路の拡幅などを実施していますが、交通形態に応じた整備要望が必要です。 ・空港を拠点とした道路アクセス網の整備が必要です。 ・生活の基幹道路となる道道の計画的な整備が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・未改良の町道があります。 ・歩道がなく歩行者の安全性に問題があります。 ・町道整備に係る財源の確保が難しく事業工期が長期化しています。 ・大雨により路肩が崩れる場合があります。 ・橋梁などの老朽化への対策が必要です。 ・道路照明などの老朽化への対策が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・除雪機械の老朽化が進み、修繕費用が増加しています。 ・状況に応じた除雪の出勤を判断する必要があります。 ・路面が凍結することにより交通事故が発生する恐れがある箇所があります。

施策	施策の内容
① 地域間アクセス道路を優先的に整備します。	○女満別地域と東藻琴地域間のアクセス道路の整備
② 国道や道道の整備促進について、関係団体と連携して国や北海道に要望します。	○空港につながる北海道横断自動車道や空港線の整備促進要望 ○国道の整備促進の要望 ○道道の計画的な整備促進の要望
③ 優先順位を的確に判断し、町道・歩道を計画的に整備するとともに、町道の維持管理を強化し、長寿命化を図ります。	○町道の未改良部分の整備 ○歩道の整備・段差解消 ○凍雪害防止のための整備 ○日常の巡回による交通支障への対応 ○橋梁の長寿命化対策
④ 除雪体制を強化し、冬期間の生活道路の確保に努めます。	○除雪体制の強化及び除雪機械の適時更新 ○道路パトロールの実施による適時除雪の確保 ○交通事故対策のための除排雪・凍結防止剤の散布

3 公共交通網の充実

《方針》

◎地域内の公共交通手段の充実にあわせ、鉄道や生活路線バス、女満別空港などの公共交通網の維持・確保を図ります。

【これまでの取組】

- ・鉄道や生活路線バスの利便性の向上と路線の維持のため、交通機関へ支援を行っているほか、女満別地区と東藻琴地区の移動手段として、地域間バスやイベント時の臨時バスを運行しています。
- ・女満別空港の利用促進のために、近隣市町と連携した取り組みを実施し、航空会社に対する利便性向上の要望と路線の維持拡充のための支援を行っています。
- ・女満別空港は北海道内7空港一括の民間委託による運営が開始され、運営事業者に対して地域の現状や要望を伝えつつ、利用拡大及び需要の開拓に関して連携した取り組みを行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町への通院や通学に利用されている路線バスは、利用者の減少から事業経営が厳しく、生活路線の維持確保のために継続した支援を行う必要があります。 ・鉄道については、利便性向上及び路線維持確保のための要望を行う必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・航空輸送の利便性向上のために、近隣市町や航空会社、就航都市のほか、空港運営事業者などと連携した利用拡大の取り組みが必要です。

施策	施策の内容
① 日常生活に必要な公共交通の運行を維持するとともに、利便性の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○路線バスの運行を確保するための支援 ○鉄道の路線維持及び利便性向上のための取り組み ○地域間を結ぶ交通手段の確保
① 近隣市町や航空会社、就航都市のほか、空港運営事業者などと連携し、航空路線の維持・確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣市町等と連携した利用拡大の取り組み ○路線拡充のための運航支援

4 上下水道の整備

《方針》

◎快適できれいな生活環境づくりのため、上下水道施設の整備、維持管理を図ります。

【これまでの取組】

- ・水道水の安定供給のため、女満別本町地区・女満別高台地区・東藻琴地区の各給水区域の水源や施設の管理を行っているほか、新築住宅への管路整備や老朽化した水道管の更新を行っています。
- ・環境衛生の向上のため、下水道施設の維持管理及び計画的な更新を行い、個別排水施設の管理や合併浄化槽の整備を行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・漏水事故が増加しており、老朽管の更新が必要です。 ・水道管の更新計画策定に向けて適切な資産管理が必要です。 ・女満別地区の水質改善の要望が高まっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に配慮した下水道の整備が必要です。 ・大雨時に道路が冠水することがあるので対策が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・使用水量の減少に伴い、料金収入減少傾向にあるため、効率的な事業運営が必要です。 ・水道料金について、女満別2地区は統一されましたが、町全体の統一には目途が立っていない状況です。 ・収支状況に大きな違いがあり、一律の料金とすることに対しては理解を得ることが困難な状況です。 ・上下水道の会計制度の見直しが必要です。

施策	施策の内容
① 安定した水源の確保や供給、施設や水道管の維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○浄水施設・水道管の維持管理 ○老朽管の計画的な更新と台帳システムの構築 ○東藻琴地区から女満別地区への水源及び水路確保に向けた計画的な事業の実施
② 下水道施設の整備と良好な維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の計画的な更新の実施 ○下水道施設の良好な維持管理 ○個別排水施設の管理と合併浄化槽の整備
③ 上下水道については、効率的な事業運営を図るとともに公営企業会計導入に向けた検討を行い、企業会計の適切な運営に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○公営企業会計化に向けた取り組みの実施 ○広域連携の維持・強化

5 生活環境の整備（環境・動物・ごみ・し尿）

《方針》

◎地球温暖化対策の意識の啓発と環境美化の取り組みを行い、ごみの減量化の推進と運動の普及促進を図ります。

【これまでの取組】

- ・地球温暖化対策を推進するため、公共施設における節電や温泉熱を利用した暖房など、温室効果ガスの排出抑制の取り組みを進めているほか、町民や各事業所に協力を得られるよう広報等を通じて啓発を行っています。
- ・自然環境や景観の保全のため、河川や湖の環境美化に努めているほか、学校や関係団体と連携し、環境教育や植樹活動を行っています。
- ・花のある景観づくりを行うために、花いっぱい運動を実施しているとともに、公共施設周辺や道道女満別空港線に花を植栽し花壇の管理を行っています。
- ・正しいペットの飼育やマナーを普及させるため、定期的に狂犬病予防注射の集合接種を行っているほか、スズメバチの巣の駆除や刺傷被害防止の注意喚起を行っています。
- ・生活環境の保全及び循環型社会の形成のため、ごみ・資源物の適正な排出や処理における計画的な取り組みを実施しているほか、焼却施設やリサイクルセンター、最終処分場の維持管理、津別町との相互処理による生ごみのたい肥化を行っています。
- ・ごみの減量のため、正しいごみの分別や3R運動[※]の取り組みを呼びかけ、使用済家庭用電子機器（小型家電）の回収を行っています。
- ・公衆衛生の向上のため、下水道をつなげていない家庭のし尿くみとりを行うとともに、合併処理浄化槽の設置を促進しています。

- ・災害発生時に迅速かつ適切な廃棄物処理を図るため、災害廃棄物処理計画を策定しています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・庁内における使用燃料等の節減を継続するため、施設整備に併せ省エネ化を考慮していく必要性があります。 ・各事業所に対しては、節電対策の要請にとどまっておらず、事業所に対する細かな情報提供などを行いながら取り組みを進めることが必要です。

□3R運動:「リデュース(廃棄物の発生させない)」「リユース(再使用する)」「リサイクル(再資源化する)」を積極的に行う運動のこと。

施策	施策の内容
① 庁内や町民、町内の各団体や各事業所も含めて、地球温暖化対策の推進につながる取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○日常の節電対策をはじめとした、公共施設における省エネの取り組みの推進 ○物品等の新規導入や更新の際の環境負荷の少ない省エネタイプの導入 ○広報誌やホームページを活用した取り組みへの協力の呼びかけ ○先進的な省エネ活動の紹介など、町民や各団体での取り組み推進に向けた情報提供

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保護の関係機関等との連携強化が必要です。 ・町全体で、環境保全に対する意識を高めていく必要があります。 ・町民一人一人の意識高揚に向けた自主的な取り組みの推進が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少ない新エネルギーの活用が求められているなか、地域の特性を踏まえながら、新エネルギーの利用を拡大していく必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や各種ボランティア組織などのコミュニティ活動によって花いっぱい活動を促進していく必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・雪解け後に多くのごみが目立つため、清掃活動を行う必要があります。 ・老朽化した空き家等が放置されている状況も見られることから、対策を検討していく必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・登録済み畜犬の約25%が未接種犬であり、狂犬病予防注射接種率の向上が課題です。 ・愛玩動物の遺棄や飼養者不明の愛玩動物の保護対応が課題です。
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅街にスズメバチが営巣することが多く刺傷被害が心配です。 ・キツネやカラスによるごみの散乱に対する対応が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・分別せずに排出されたごみや資源物等が確認されており、町民・事業所への周知手法の工夫改善が必要です。 ・環境への負荷低減や施設延命化のために、分別排出や分別収集を徹底する必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の老朽化が進み、維持費用が増えています。 ・委託先事業者と連携しごみ出しのマナーの改善やルール周知徹底に努める必要があります。 ・焼却処理施設のみでなく、最終処分場や資源循環の観点でのリサイクル等、総合的な処理体系の検討が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・汲み取り世帯への対応として、合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。

施策	施策の内容
② 自然環境や自然景観の保護・保全に向けた巡視・監視活動を強化するとともに、森林や湖畔、河川など水環境の美化・保全活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○国や北海道が進める施策や先進的取り組みの情報提供 ○公害発生防止の啓発
③ 町の地域特性に適した新エネルギーの利用を検討し、積極的な活用に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に適した自然循環型エネルギー活用の検討
④ 各種ボランティア組織の協力を得ながら、花のある景観づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会との連携による花いっぱい運動の実施 ○女満別空港から通じる主要道路の環境美化の促進
⑤ 良好な景観を守るための美化活動への支援と空き家による周辺への危険性を防ぐための対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアによるごみの回収活動へのサポート ○敷地周りを含む老朽化した廃屋対策の促進
⑥ 畜犬飼育の適正化を図るとともに、動物の愛護と適正な管理の啓発を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○畜犬登録と狂犬病予防接種の啓発と推進 ○広報誌やホームページを活用した狂犬病の知識・「動物愛護法」の理念・飼養者責任などに関する周知
⑦ 動物や害虫が生活環境に影響を及ぼさないように対応を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○スズメバチなどの害虫駆除の実施 ○キツネやカラスなどによる生活環境被害への対応
⑧ ごみの分別や減量化を促進するとともに、環境への負荷を低減させる取り組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の適正処理の計画的な推進 ○ごみの減量や繰り返しの使用、再資源化などの3R運動*の普及促進 ○エコ活動を推進する町民組織の立ち上げ
⑨ ごみ、資源物処理施設の点検整備を計画的に行い適正な施設の運営確保を図るとともに、効率的・効果的な処理体系の構築に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理 ○一般廃棄物焼却処理施設の適正な維持管理 ○資源物処理施設の適正な維持管理 ○新たな一般廃棄物最終処分場の整備に向けた方向性の検討 ○燃やせるごみ、生ごみの広域処理の継続実施
⑩ 公衆衛生の維持・向上のため、適正なし尿処理を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○し尿処理体制の維持 ○合併処理浄化槽設置の促進

○3R運動:「リデュース(廃棄物の発生させない)」「リユース(再使用する)」「リサイクル(再資源化する)」を積極的に行う運動のこと。

6 消防・救急・防災対策の充実

《方針》

◎災害の未然防止のため、防災意識の普及啓発に取り組み、消防・救急体制の充実と防災体制の確立を図ります。

【これまでの取組】

- ・防災に対する意識を高めるために、町民を対象とした防災訓練を実施しているほか、災害時における緊急メールの配信やホームページへの情報の掲載、消防無線のデジタル化など、情報・通信手段の整備を図っています。
- ・消防や救急体制の充実のため、消防・救急車両の更新や設備の整備を計画的に進めているほか、救急救命士[※]の養成や薬剤投与・気管挿管・血糖値測定等の資格者養成に努めています。
- ・地域防災力の向上のため、女満別消防団、東藻琴消防団を設置し、火災や災害時の消火・救助活動を行うとともに、訓練や研修、救命救急に関する知識の習得や町民への防火・防災意識の啓発に努めています。
- ・山地災害や水害への対策のため、河川の維持管理や災害復旧工事を行うとともに、未改修河川の改修要望を行っています。

□救急救命士：病院へ搬送する途中に限り傷病者に救急救命処置を施すことができる国家資格の名称。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・近年、大雨・大雪などの災害発生頻度が増加しており、町民の防災意識の普及・啓発が必要です。 ・町民が災害から自ら身を守る「自助」と地域が一体となって災害から身を守り助け合う「共助」により、災害発生時に迅速な対応ができるよう、防災意識の普及・啓発が必要です。 ・自主防災組織[※]の育成と避難行動要支援者[※]対策が今後の課題です。 ・災害時のみならず、災害の未然防止に際しても関係機関と連携し、総合的な災害・防災対策を強化することが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の速やかな町民への情報伝達の手法について早期に検討する必要があります。 ・大雪等での道路通行止め情報の伝達手段が課題です。

□自主防災組織：自分たちの地域を自ら守るために地域の住民が連携し結成する防災組織のこと。

□避難行動要支援者：災害対策基本法上における、高齢者、障がい者、乳幼児など災害時に特に配慮が必要な人（要配慮者）のうち、避難等に特に支援を要する人をさす言葉。

施策	施策の内容
① 地域防災訓練を通して防災意識の普及・啓発を図り、自主防災組織 [※] の組織化及び育成、災害時における要支援者対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○防災意識の普及・啓発 ○町民を対象とした地域防災訓練の実施 ○自治会等の地域コミュニティを単位とした自主防災組織の組織化の検討 ○災害時における避難行動要支援者名簿と避難体制の整備
② 災害時に確実かつ迅速に伝わる広報・通信体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の未然防止及び災害発生時における広報・通信体制の充実 ○災害情報のホームページへの掲載、メール配信サービスの実施

施策の背景
・あらゆる災害に対応するため継続的な知識技術の習得が必要です。
・高度な救急業務を提供するため、計画的な救急救命士*の養成が必要です。 ・救急救命士の処置拡大に伴い、専門的な資格（薬剤投与・気管挿管・血糖値測定等）の習得が必要です。
・消防施設や消防車両の適正な更新・整備を図り、消防力の増強が必要です。
・消防団員の高齢化による人員減が予測され、消防団員確保のため魅力ある消防団づくりが必要です。
・近年、局地的豪雨など異常気象が増えています。

□救急救命士：病院へ搬送する途中に限り傷病者に救急救命処置を施すことができる国家資格の名称。

施策	施策の内容
③ 消防職員、消防団員の訓練及び研修の充実を図り、あらゆる災害に対応する知識技術の向上を促進します。	○職員の訓練・研修の充実 ○団員の訓練・研修の充実
④ 高度な救急業務を提供するため、救急救命士の養成及び各種資格者の養成を進めます。	○救急救命士の養成 ○救急関連資格者の養成
⑤ 消防力の維持強化のため、消防施設及び消防車両の計画的な整備を進めます。	○消防施設の整備 ○消防車両の整備
⑥ 地域防災の中核をなす消防団員の確保のため、魅力ある団づくりを進めます。	○魅力ある消防団づくりの整備 ○団員確保の充実
⑦ 未改修河川の整備促進や砂防対策、急傾斜地崩壊対策など、山地災害防止対策の促進に努めます。	○河川環境の整備・保全 ○河川災害防止対策 ○道路の法面の補強や修繕対策

《方針》

◎安全・安心なまちづくりを進めるために、自治会や関係団体と一丸となって交通安全対策や防犯対策、消費者対策の強化・推進に努めます。

【これまでの取組】

- ・交通安全意識を高めるために、交通安全防犯推進委員会や交通安全協会と連携しながら、春夏秋冬の交通安全運動や町内行事の街頭交通指導、児童生徒の通学路における交通指導・町内各学校の交通安全教室などを行っています。
- ・交通事故の危険性が高い道路に注意看板や標識を設置しているほか、既存の注意看板を公安委員会設置の規制看板に交換し、信号機設置の要請を行っています。
- ・犯罪を未然に防止し地域の安全を確保するため、教育関係機関による不審者対策巡視活動や交通安全防犯推進委員会の呼びかけによる自治会内パトロールなどを実施しているほか、網走警察署等と連携し暴力団排除運動を推進しています。
- ・消費生活・消費者問題については、消費生活センターと連携し、苦情相談や消費者啓発活動を行っています。

施策の背景と取組内容

施策の背景
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を中心に、町民各層への交通安全教育の充実を図る必要があります。 ・子どもの自転車の乗り方の指導が必要です。 ・道路を横切る高齢者が多く、交通事故防止の対策が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急度の高い各種要請について、警察等の関係機関に強く要請を続けることが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地域にあった防犯への啓発活動が必要です。 ・空き巣や窃盗犯罪への対応が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策のため道が暗い場所への街灯の設置が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が巻き込まれる犯罪が多発しており、対策が必要です。

施策	施策の内容
① 交通安全の啓発活動を実施し交通安全指導を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○季節ごとの交通安全運動の実施 ○町民各層への交通安全教育の推進 ○交通安全指導員による指導の推進 ○関係団体との連携強化
② 交通安全設備の適正な配置を推進、要請します。	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全注意看板の設置と交通規制看板や信号機設置の要望 ○警察などの関連機関との連携
③ 各種防犯推進関係団体と連携し、地域が一体となって防犯対策の強化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全防犯推進委員会による防犯活動の実施 ○不審者対策巡視活動の強化 ○暴力団排除運動の推進 ○警察署や防犯協会との連携
④ 街灯や防犯カメラなど犯罪が起りにくい環境対策を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ○街灯や防犯カメラ設置による犯罪抑止効果の検証
⑤ 安心した消費生活を営むため、啓発活動や相談に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道消費生活センターとの連携による消費者相談の実施